

第七回国会 内閣委員会 議 録 第九号

昭和二十五年三月十五日（水曜日）

午後一時五十一分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花 靜君

理事 奈良 治二君

井上 知治君

黒澤 富次郎君

根本 龍太郎君

木村 榮君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬 莊太郎君

郵政大臣 小澤 佐重喜君

國務大臣 本多 市郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君

總理府事務官 鈴木 政勝君

（新聞出版用）

行政管理局次長 大野 木克彦君

法務事務次官 牧野 寛策君

検事（法制局） 野木 新一君

見（第四局長）

文部事務官 森田 孝君

（文部大臣官房）

委員外の出席者

郵政事務次官 大野 勝三君

専門員 亀井 浩君

専門員 小関 紹夫君

三月十四日

委員丹羽彪吉君辞任につき、その補

欠として増田甲子七君が議長の名

で委員に選任された。

三月十五日

委員坂本實君、坪川信三君、増田甲

子七君及び水田三喜男君辞任につ

き、その補欠として根本善壽君、川村善八郎君、丹羽彪吉君及び黒澤富次郎君が議長の名で委員に選任された。

三月十日

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一〇号）（参議院送付）

同月十四日

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇四号）

總理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇三三号）（予）

恩給法臨時特例改正に関する諸願（鈴木明良君紹介）（第一二九三三号）

同（三宅則義君紹介）（第一三三六号）

同（小林信一君紹介）（第一三三七号）

同（田嶋好文君紹介）（第一三四四号）

同月十三日

特定郵便局職員に対する恩給法適用に関する諸願（淵上房太郎君紹介）（第一四四四号）

の審査を本委員会に付託された。

同月九日

中央出先機関廃止の陳情書（滋賀県議会議長堀江喜一）（第五九八号）

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

法務府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第六七号）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出第八九号）

新聞出版用紙の割当に関する法律の

一部を改正する法律案（内閣提出第一〇四号）

郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第四〇号）（参議院送付）

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第七一〇号）（参議院送付）

總理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇三三号）（予）

〇鈴木委員長 これより会議を開きます。

本日は、まず昨日付託されました新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案について政府の提案理由の説明を求めます。本多國務大臣。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

の割当制度は、昭和二十年十月二十六日付連合軍最高司令官より、日本政府あて覚書に基いて、国内的措置がとられ、今日まで実施せられているところでございます。これを法制上から申しますと、臨時物資需給調整法に基き、指定生産資材割当規則によつてその基本が定められ、新聞出版用紙の割当に関する法律は、具体的な割当の基準方法等に基づき、これを規定している建前になつておるのであります。元来この制度は、この法律の第一條に規定せられております通り、用紙の供給が不足する国家経済の現状にかんがみ、臨時に行われるものでありまして、用紙の需給状況が改善されれば、当然廃止しなければならぬ性質のもので、ことに言論自由の精神からすると、この種の統制は事情の許す限り、すみやかに撤廃されることの望ましいことは言うまでもないことと存じます。最近用紙の生産事情は、国家経済の回復に伴つて、逐次好転し、需給関係は著しく改善されて参りました。また新聞出版活動の面から申しましても、用紙事情の好転に伴つて、自由競争は日を迫うて旺盛になり、新聞及び出版物の良否は、結局読者大衆がこれを判断し、自由なる選択を要求する時期に至りつつあるものと考えられます。従つて政府といたしましては、かかる状況を判断し、かつ紙が文化的資材である特殊性をも十分考慮いたしまして、目下のところでは確定的な廃止の期日は申し上げられませんが、関係方面の承認を得

た上で、でき得る限りすみやかにかつ適當なる時期に、統制を撤廃し、新聞出版活動を本来の自由な姿に復帰せしめたいと考えております。政府におきましては以上申し上げた趣旨に基き、今後法律上の措置並びに解釈運用をいたして行きたいと考えまして、今般割当制度の基本法である臨時物資需給調整法の存続期限が、昭和二十六年三月三十一日までと改正せられることと照し合せて、この際新聞出版用紙の割当に関する法律の附則第三項及び第四項を改正し、その存続期限を一応形式的にこれと一致せしめて、その実施の性格を明確にしておくとともに、今後の事態に即応し、適宜の処置をとつて行くようにいたしたい所存でございます。

以上が本法案提出の理由であります。何とぞ事情御考慮の上、すみやかに御審議御賛成あらんことを希望いたします。

〇鈴木委員長 ただいま提案になりました新聞出版用紙の割当に関する法律案について質疑に入りたいと思ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

〇鈴木委員長 御質疑がなければ、この際国家行政組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑に入ります。丹羽彪吉君。

〇丹羽委員 第二十條第一項によれば、この規定に該当する者は列挙した者に限られ、第二項に掲げである者はこれに含まず、また事務次官のごときこれに含まれないこととなるように思

ひます。

われるが、いかがですか。

○大野木政府委員 このたびの改正は、職階法案との関係におきまして、職階法案に關係いたします部分だけを改正いたすことになりました。

で、事務次官につきましては、国家行政組織法の十七條に、事務次官は特別職とするということになっておりまして、職階法との混淆を来すような点はないと存じますので、事務次官を入れなかつたのであります。局長、部長、課長という職につきましては、職階法上の職級のわが方によらない、こういう組織上の名称であるということをはつきりするために、この二十條一項

新聞出版用紙割当 審議	新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する事項を審議すること。
新聞出版用紙割当 審議	新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二十一号）に基き、新聞出版用紙の割当に関する事項を審議すること。
中央青少年問題 協議会	青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。

改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○本多國務大臣 總理府設置法の一部を改正する法律案の、提案理由を御説明いたします。

初めに交通事業調整審議会、地方制度調査会及び地方税審議会の項を削除する理由を申し上げます。

政府は、昨年十一月の閣議において、公務員の責任体制を明確にするにとり、事務の簡素、能率化と経費の節減をはかるため、各行政機関に付屬し

の改正をいたしたわけでありまして。

○鈴木委員長 この際總理府設置法の一部を改正する法律案について、政府より提案理由の説明を求めます。本多國務大臣。

總理府設置法の一部を改正する法律案
總理府設置法の一部を改正する法律

總理府設置法（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中交通事業調整審議会、地方制度調査会及び地方税審議会の項を削り、

を

ている審議会、協議会等ができるだけ縮減する方針を決定いたしました。この方針に基いて、總理府の付屬機關のうち、以下三つの機關が廃止されることになったのであります。

交通事業調整審議会は、昭和十三年八月、陸上交通事業調整法により、陸上交通事業の調整のために必要な事項を調査審議するため設置されたものであります。戦時中はその機能を發揮したのでありますが、戦後においてはほと

んどその活動を停止しておつたのであります。地方制度調査会は、新憲法の制定に即応して、地方自治制度の根本的改革をはかる必要から、その立案のため、昭和二十一年十一月設置されたのであります。昭和二十二年二月の答申を完了することによつて、本会の使命は大体終了したのであります。地方税審議会は、地方税法に基いて地方税の審査を行うため、昭和二十三年七月設置されたのであります。シャープ勧告に従つて地方税制が根本的に改められるに伴つて、新たな構想によつて、新たな機關がその機能を受け継ぐことになったのであります。以上のような事情にありまして、これらの機關が廃止されても、行政上支障を生ずることはないと考えます。

次に中央青少年問題協議会の規定を新たに設ける理由を御説明いたします。この協議会は、第五回国会における衆議院の青少年犯罪防止に関する決議、並びに參議院の青少年の不良化防止に関する決議に基いて、青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策を樹立し、その適正な実施をはかるため、昨年六月閣議決定をもつて内閣に設置いたしましたのであります。この協議

会は、ただいま關係機關の官吏十一名、民間有識者五名の委員をもつて構成されておられまして、まず各省庁の青少年問題に関する施策を種々検討し、総合的な対策を樹立して政府に答へておられます。政府はその実現に努力しておりますが、対策の実施にあつては、相互の連絡調整をはかり、その実施の適切を期しておるのであります。この協議会の答申に基いて実施し

た注目すべきことは、地方青少年問題協議会の設置と、青少年保護育成運動の実施であります。青少年問題の解決には、まず關係機關の十分な協力が必要であるとともに、広く一般国民の注意を喚起し、その協力を求めることが必要であります。このため全国の都道府県、市町村に民間有識者を加えた官民一体の青少年問題協議会を設置するよう勧めましたところ、時宜に適應した措置として受け入れられ、すでに全国各地に多数設置されております。次に昨年十一月中央及び地方の青少年問題協議会が主となつて、全国的な青少年保護育成運動を展開して、多大の効果を

おさめました。

以上が中央青少年問題協議会の組織及び活動状況の大要であります。青少年不良化、犯罪化の傾向はなおきわめて憂うべき状態にありまして、中央青少年問題協議会の機能を發揮させるため、明確な法律上の基礎を與えることを必要と認め、この法律案を提案した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことを希望いたします。

○鈴木委員長 以上をもつて提案理由の説明は終了しました。ただいま提案された、新聞出版用紙の割当に関する法律案及び總理府設置法の一部を改正する法律案について、質疑に入りたいと思ひます。御質疑はありますか。

○木村（衆）委員 新聞用紙の割当ですが、最近各大新聞社等が夕刊を出してありますが、この割当の量は大体どのくらいになっておりますか、御説明願ひます。

るいは御承知かと存じますが、昨年十二月ごろから、日本全国のおもな新聞が夕刊を發行いたすように相なりました。しかしながらこの用紙につきましては、その当時の用紙事情といたしまして、その夕刊紙に対する用紙の割当をするという数量もございませんで、目下そういった夕刊紙に対しては、用紙の割当をいたしてございませんで、大体そういった夕刊の用紙は、いわゆる統制外と申しますか、わく外と申しますか、そういう紙によつてまかなわれておる実情でございまして、大体その数量はどの程度かと申しますことも、はつきりとした実体はつかめないものであります。大体毎月の量にいたしまして、四、五百万ポンドくらい消費されておるのではないかと、ううに推測されております。

○木村（衆）委員 割当はしてない、しかしその紙はほかの紙を使つておるといふことになれば、せんか紙とかあるいはまたそういうふうな代用紙でなければならぬと思ひますが、御承知のようにならぬと見ますと、そんなものはほとんどなくて、ほとんど全部が日刊と同じ紙を使つておる、しかも各大新聞社ともに相當の量の夕刊を出しておる、これが現実であります。大新聞はそういうことをやつても何も違反にならないといふやうな、何か法律があるのですか、以前私たちの方のアカハタの割当がないのにせんか紙でないものを使つておるというので、さつそくやられました。にもかかわらず、大新聞の夕刊紙は何か文句がないというの

は、何かそういうふうな法律的根拠があつて許可になつてゐるのですか。

○鈴木政（政）府委員 ただいまの御質

問でございますが、大体先ほど御説明申し上げました夕刊の紙は、統制外の紙でございますので、用紙割当局の相当当局としましては、統制外の点につきましては、はつきりとしたお答えをいたす立場にないのでございませう。その点をあらかじめ御了承願つておきたいと思ひます。この問題につきましては、いろ／＼生産関係の御当局から御説明くださることが一番適當であると考えますが、私日ごろ聞いたところによりますと、この紙は統制の規格というか、あらゆる点で統制にかかれない紙であるという点から、いかなるものを使おうと自由であるという御理解のように承つておりますので、従つてどの新聞社がどのものを使おうと自由であるというふうに承知いたしてある次第でございます。

○木村(衆)委員 その統制外の紙というのはどんな紙なんですか。紙に統制外だという証明になる何かしるしでもつておるのですか。統制外だというのはあなた方が主観的に統制外だというのであつて、それはただ頭で考えておるだけだ。現実に出ておるのが統制外だということをどうして知るのですか。

○鈴木(政)政府委員 先ほど申し上げましたように、私の仕事の範囲外と申しますか、統制外の紙について、こういう委員会ではつきりした御説明をいたしかねる次第でございますので、別個の機会にでも生産関係御当局から説明をお聞きくださることをお願いいたします。次第でございますが、私の日ごろ得ております知識から御参考までにお答えを申し上げますれば、格別その紙にしろしをつけておるとかいうのではな

くて、いろ／＼生産の過程と申しますか、原料その他の関係から、こういう規格においてつくられたものは新聞巻取紙であり、こういつたものは印刷刷何号であるというのであつて、そういう規格にないもの、たとえばせんか紙というものもそういう種類のものではあるというふうに承つておる次第であります。

○木村(衆)委員 これはききようでなくともいいのですが、各大新聞社に割当てております大体の割当量を御報告願いたいと思ひます。生産量は今もつたのに書いてございしますが、割当量を、全部で何千とあると思うのです。大体東京、大阪方面の大きなだけであつて、それから、お願いしておきます。

○鈴木(政)政府委員 承知いたしました。○川村委員 地方税の審議会は廃止して、新たな機関を設けるという御説明であります。新たな機関というものはどういふ内容をもつて設立されるか、要点だけであつて、どうですか。○本多國務大臣 これはシャウプ氏の勧告に基づきまして、地方財政委員会というものが生れることになりました。現在のところでは、地方自治庁にありまして自治委員会がこの仕事をすべてやつておるわけでありませう。

○川村委員 わかりました。○鈴木委員 他に質疑はありませうか。――質疑がなければ次に移ります。

○鈴木委員 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。小川原政信君。

○小川原委員 この際、今上程されております法案に直接関係はないのでありますが、一応お尋ねしたいと考へます。それはわが国の教育の方針についてであります。それまで参ります前に、私のお尋ねせんとするのは制度の問題であります。順序といたしまして二、三ほかの問題を御質問申し上げます。

第一に、ごく簡単に申し上げますが、わが国におきまして第三国人が学校を開いておるだらうと思ひます。その開いておる学校の数、生徒の数、これらを先に開かしていただきたいと思ひます。

○森田政府委員 第三国人の学校は、従来一番多いのは朝鮮人の学校であります。これは御承知の通り、昨年末朝鮮の解放に伴ひまして、主として朝鮮人の経営しておりました学校につきまして措置を講じたのであります。その結果、新しく学校教育法の第一條に基く学校として認可せられたものは関西で二校、公立学校として東京に数校あるだけでありまして、その他の朝鮮人は、建前といたしましては日本人の公立学校にそれ／＼收容することになつております。しかしながらなお若干未收容のところもあるように聞いておりますが、この点は目下各地方においてそれ／＼処置されつつあるものであります。占領下にあります現在におきましては、その他の外国人は文部省の管轄ではないのでありますから、われわれの方では詳しいことはわからないのであります。従ひまして、第三国人といたしましては、朝鮮人の関係について申し上げます以外にさらに申し上げることはないだらうと思ひます。

○小川原委員 学校の数がわかりました。が、生徒の数も大体ここでお聞きしておきたいと思ひます。

○森田政府委員 詳しいことは後ほどなお詳細に調べまして、御回答申し上げますと思ひます。

○小川原委員 それを許可されるときは、文部省は内容を検討される。すなわち教育の方針を検討される。すなわち教育の方針が、やつておる教育は、日本の国家として要求していることと、これは食い違ひがあつたとするならば、どういふ点が食い違つたか、これを承りたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 ただいま森田課長から御説明申し上げましたように、昨年の十一月朝鮮人学校に対して措置をいたしましたその一番大きな理由は、今お尋ねがありましたように、日本の学校教育法を厳守しておらなかつたという点にあるのであります。そのほかには、やはり学校教育法によりまして、財団法人が経営しなくてはならぬという点でありましたが、財団法人設立を実施していない、これらのことがありました。

○小川原委員 この兒童は、義務教育を受ける年限の間はやはり義務教育の義務があるのではありませんか、もし受けないことがあつてもさしつかえないのであります。その点はどういうことになつておりますか。

○高瀬國務大臣 日本の政府といたしましては、朝鮮人兒童も、日本人兒童と同様に、学校教育法等に基き義務教育を受けなければならぬことにいたしました。おるわけでありませうので、原則として日本の公立学校へ他の日本人

兒童と同様にこれを收容して同様の教育をする、こういうことでやつております。

○小川原委員 そういうことになりました。と、わが国は古いからまつたく脱却してしまひまして、民主主義の教育を今やつておるのであります。その民主主義の教育をやつて行く上において私も非常に考えねばならぬことがある。それは何であるかという点、先日ストがありました。日にちを私は忘れましたが、これに参加いたしました兒童の年齢の概要を見ますと、これは義務教育を受けておる子供だということを感じました。学年程度から申しますと、三年あるいは四年の子供ではなかつたかと思ひます。それから上の子供もありましたが、こういうものがこのストに参加するということとは、日本の教育制度から言つて適當なものとしてこれを認めになつたのか。あるいは子供が参加するということにおいては、当事者から文部省に対して許可なり認可なりを得まして参加したのか、あるいは隨意にこれに参加したのか。たいへんこの点に疑問を生じて参つたのであります。この点についてお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 義務教育年齢の兒童、あるいは生徒がストライキに参加したというやうな事実についてのお話でございますが、むろんこれは好ましくない事実であります。そうしてそれに対しての措置は現在監督官庁としては文部省ではございませう。教育委員会がやるべきことになつております。またそういうやうな場合におきましては、学校長として管理権をも

つて処置できるはずであります。学校長が自分の児童、生徒にはなほ好ましくないような行動がある場合においては、適当な措置ができるはずであります。またもしお話のような事実があるとしたら、私は学校長の許可を得てやつたという事実は決してなからうと思う。学校長としてそういうようなことが自分の学校の児童の中にあるということがわかつた場合には、学校長の管理権によりまして、学校の教育方針、学校教育の秩序という上から、適当な処置をすべきであると私は考えております。それについての直接の監督官庁は現在教育委員会になつておるわけでありまして、

○小川原委員 この教育委員会がやります上において、もしこういう実情が現われたとしても、今日の文部省の制度からなめて、この委員会に対して、文部省は好意的な態度によつて接することができるとなつておりますか。また文部大臣自身がこの事実をごらんになつて、これを取調べる要がないのであります。もう国家というものはすでに自治体に関與しないということになるのであります。その辺どういうことになるのでありますか。

○高瀬國務大臣 文部省と教育委員会との関係は、現在は助言、勧告、こういう関係になつております。ですからむろんそういうお話のような事実がありましてはなほ好ましくない、しかも学校においては何ら処置もしないというようなことがはつきりとあつて、それがために教育界に害悪を流すというような場合には、文部省として教育委員会に対して勧告をする、助言をする

ということではできないわけでありまして、

○小川原委員 この場合話が違ふことになるかも知れませんが、文部大臣にお尋ねしておきたいことがある。わが国の国民といたしまして、これは法律によつても規定されておるごとく、子供が義務教育を受けるという事は、親権者があるはずなんです。親権者がそれに参加をする、親権者が参加をしておつて、なお子供も参加するというときに、子供自体参加するという意思があつて参加するならばそれはいいのですが、父兄が、お父さんが、行くのなら連れて行つてやろうというので参加をせしめたという事は、憲法の上からなればめづりません。通念からいへば、たゞし、はなはだ好ましくない事柄があると思ふのですが、文部大臣といたしましては、事は別になるかも知れませんが、そういう場合親権者としての態度はどうあつたらよいかという事をお尋ねしたい。

○高瀬國務大臣 むろんお話のようなことを親権者としてやるということとははなはだ好ましくないことではあります。また児童、生徒のような場合には、自分から好んでやるというたつて、決してよろしいことではないのであります。そういう場合にもこれはやはりその児童を預つております学校が、教育者としての立場において十分に指導をし、監督をし、そういうことのないようにやつて行くべきものであると私は考えております。

○小川原委員 なおついでにお尋ねをしておきたいのであります。その児童の唱えておる言葉をしばらく立つて聞いておりました。これは児童ですから

非常に関心を持った。吉田内閣をぶつ倒せ、こういうことなのです。これは何も私は自由党から申し上げるのではない。そういうけちな考えじやない。国家百年の大計からわれわれのあとを継ぐ者はこの児童であらねばならない。その児童が私の見方が悪いかもしれないが、年限がまだ義務教育を受けねばならぬその間にあつて、吉田内閣をぶつ倒せというだけの材料を持つた児童であるならば、これは神童であります。私は敬意を表して、国家でどれだけの金をかけても、この子供を養わねばならぬと思ひますが、しかし通念から見まして、これは非常に大きな問題でありまして、子供の心理作用として、新聞雑誌を読んだでそれだけの判断ができる児童がいるか、私はおそれる。そこに参加しておつた者はこれはわがからいと思ふ。吉田内閣がよろしい、何内閣がよろしい、社会党内閣がよろしい、この判断はどこでこれを判断するかかわらない。一かどの政治家として考へておる者でも、これは非常にむづかしいものであります。そういう頭の固まらない者がそういうことを歌つておるといふことになりまして、その責任はどこに行くかといふこととす。われわれはそれのよしあしは追究いたしません。内閣委員会はそのうちとをするところではあります。それから、そういうことが例になつてはいけません。どこか教育制度というものに欠陥があるのじやないか。欠陥があるとするならば文部大臣もわれわれも協力してこれを直さなければならぬ。そこで文部大臣はお聞きになつたか、あるいは見なかつたかわかりませんが、この事

実を見て文部省はどうしたらいいかというお考えがあるならば、私はここでお話を承りたいし、これは教育界の問題であるから、文部省は助言勧告ぐらゐにしておこう、こういうことであるならば、それも一応承つておきたいと思ふのであります。

○高瀬國務大臣 文部省の義務教育に対する法律上の関係は、さつき申しましたように教育委員会に対する助言勧告といふことであります。しかしながら日本の教育界全般の問題について、やはり文部省としては重大な責任を持つておるものでありますから、教育界に破壊するといふような事実があれば、むろんあらゆる方法を講じて努力し、これを防止しなければならぬということと考へております。今のようなお話は、むろんそれが事実であるとすれば児童生徒の自発的な意思によつて初めから行われたものでなく、他からの教唆煽動によるものと推定してよろからうと思ひます。その煽動教唆が一体どこから出ておるかといふことが問題であります。かりにそれが教員関係から出ておるといふことになれば、これは法令によつて教員は処罰されるはずであります。違反になります。しかし両親がこれをやつたといふことになりまして、法律的には教育に関する法令の上で違反と言ふことはできない。ただし、それは教育の立場から言ひまして、まず学校管理者がこれに対しては十分の措置を考へなければならぬ問題で、PTAもありまして、父兄を呼び出して話をするなり何なりして措置をしなければならぬ問題である。それを放任しておるといふようなことにならば、これはまた教育委員会としてむろん放つておくわけに行きません。そういう事実が明らかに非常に強く現われて来るとなれば、文部省も放つておけないといふことになります。ですからそういう事実が実際にあつて、しかも学校においてこれに無関心であるということがあるれば、文部省としてもむろん適当な方法はとらなければならぬものと考へております。

○小川原委員 最後にもう一点だけお伺ひいたします。私の考え方と文部大臣の考え方とたいへん一致をして参つたのであります。私の希望する点はそこである。将来において民主教育を發達せしめるというこの、民主教育それ自体をはき違へておるのじやないか。どこまでも国民のための教育でなく、国民自身の教育としてやつて行くのであります。そこには民主教育といふものをはき違へられた、こういうことをやるべきが、民主教育などというふうな短見な考え方は、国家に對して非常に大きな弊害をもたらすものであるといふことを私は痛感いたしました。また、悪いところの制度はどうしてもかえなければならぬのだ。こういう考へ方を持つておるのであります。が、今文部大臣の御答弁は、そこまで来ておりません。私は文部大臣に對して、まことに遺憾を感じるものであります。もう一步勇氣を振られて、悪いところは改正をしていただいて、こういうことはもう即刻改めたいだかなければならぬ。これが東京だからまだよかつたのであります。地方でこんなことをやり出したら、とんでもないことになつてしまふ。国家がたぐさんの

とと喜んで食べる、おいしいということとは、また違ふ点もありますから、やはり兒童が喜ぶように、おいしく食べられるようにしてやることは必要だと思ひます。その点がまだ欠けておるといふことはあるだろうと思ひます。そういふ点を十分氣をつけて、栄養を同じとるにしても、喜んで兒童が食べられるようにしたいということとは、文部省もその点給食についての特殊な係りもありまして、いろ／＼研究はしております。

○木村(義)委員　今小川厚委員から、ストライキに参加した子供の話が、ありました。私は逆だと思ひます。たとえば天皇などが行幸いたしますと、めいめいに日の丸の旗をこしらえて持つて来いといふことを、学校の先生が命令しておる。これも必ずしも自由意思で子供がやつてゐるということは、簡単にには言えないと思ふ。それをストライキに参加したから、父兄が煽動したからそういふようなことはいかぬという。そうして最敬礼をさせたり、また君が代を歌わせたり、そのほかいろいろなことがあると思ひますが、そういうことは、大いに奨励してやらせるという方針なのでしようか。

○高瀬國務大臣　天皇行幸の際に、旗をつくらしたり、いろ／＼強制的なことを命令しておるといふお話ですが、それが、そういう事實は私知りません。これはもし必要なら調べる必要があるかも知れませんが、とにかく陛下は國民の象徴であります。それに対して相當の敬意を拂うといふことは、國民としてどなたも当然なことでありまして、それに対して礼をするといふことは、これはあたりまえのこと、何も

それを問題にするというほどのものではないかと思う。ストライキに参加するということは、事の性質が非常に違つておると思ふ。

○木村(榮)委員 天皇だけでなくとも、そのほかのことにおいても、たとえば学校などにおいては、最近では東方連邦までやり出したような学校もあるわけですが、これは何も東方に向つて頭を下げたいという気持は子供には別になにの、号令をかけるから頭を下げるというふうなこともあるので、ストライキは父兄が煽動したからいかに、そのほかのことは、大いにいいと思うのは少しおかしいと思う。

○高瀬國務大臣 そのほかのことは何でもいというわけではむろんありません。陛下に対するばかりでなく、先生に対しても、また友人同士でも、礼儀というものは非常に大事なものであると思ふ。子供に対しては礼儀を十分教えるということは、これはやはり先生の務めでありませう。そういうことは、教育のためにやつておることでありまして、教育に反するような点は何もありません。しかし教師がストライキに参加以外のことでもつて、生徒に何をやつてもいいんだというふうなことは、むろん絶対ありません。

○木村(榮)委員 子供が自分の父親や、母親のストライキに参加して何が悪いのですか。子供が参加して、どういふ犯罪になるのですか。

○高瀬國務大臣 それは決して法律的犯罪にならぬということとは、はつきり申し上げました。先生がそういうことを煽動するといふような場合には、これは教育基本法違反になる。しかし両親がそういうようなことをやつた場合

には、これは法律的にはどうにもならないのだということを言つたわけでありませう。犯罪になるなどとは申しておりませう。しかし教育的な立場から言ひまして、やはり子供は一生懸命勉強するのが本務であります。そういうおとなのストライキに参加して行くといふことは、兒童の被教育者としての性質からいって、好ましくないといふわけでありませう。

○木村(榮)委員 あなたの方では、ストライキなどに参加しては絶対いかに、ということをおつておられますが、だんだん人間に與えられた憲法の保障が、いろいろの名目から抹殺されて、結局戦争前と同じように、一方だけ向いておれば、ほかのことは考えなくていいといふような方針に、今小川原さんの御質問にお答えなされた答弁からうかがつたのでありますが、民主教育だなどと言つても、言うだけであつて、とにかく文部省は天くだりの教育を、合法的にやることしか考えていないような御答弁だと思ひます。特にストライキの問題について、ああいうことをやられるのはおかしい。これはいよいよ教育をファッショ化するものが、今の政府の方針なのかどうか。

○高瀬國務大臣 私がストライキは悪いといふように言つたとおつしやいます。が、そういう考えではありませう。ストライキに子供が参加するといふ、子供の行動について話をしたわけでありませう。それからまたファッショ化するといふようなことをやるのかと言ひましたが、まづたたくさういふ考えではありませう。ファッショ化の教育を拂拭しようといふ気持でやつておるのであります。

○木村(榮)委員 これは議論してもしょうがないからこの程度でやめませう。文部省の予算の中にアルバイト協議会というものと承つておりました。が、このアルバイト協議会といふのは、どんな内容のものでありますか。

○森田政府委員 多分アルバイト協議会といふのは、学徒厚生審議会を普通われ／＼言つておられます。この学徒厚生審議会といふのは、生徒がいちゆる学業のひまに、あるいは学費をかせぐ一つの手段といたしまして、学窓にありながら労働したものであります。が、かかる学生に対して適當なる職業への就職の道を見つけたら、あるいはあつせんしたり、あるいはまたそれに伴ひまして起りますところの、種々の労働條件なり、生活対策といふような問題について、産業界、あるいはまたこの方面に理解の深い学識経験者を委員にいたしまして、それ／＼の分野において適當なる意見を拜聴するとともに、それらの産業界との連繫を密接にいたして、これらの学生が十分にその目的を達成するように促進して行くことを目的にいたした審議会であります。

○木村(榮)委員 その協議会では学生アルバイトの直接的なあつせんなどもやるわけですか。

○森田政府委員 直接のあつせんはそこではいたしてないものであります。○木村(榮)委員 そうするとどのくらいの予算で今おやりになつておるので

○森田政府委員 昭和二十四年度におきましては八万八千円、昭和二十五年の予算におきましては十万一千円計上いたしております。

○木村(榮)委員 そうするとこれはた

だ單に研究的なものと理解していいと思ひます。それとたとえば育英関係の方とは無関係のものであつて、そうして育英資金をもらつています。学生が比較的アルバイトの方なんか希望しているのじやないかと思ひます。が、さういつたふうな関連性のあるものであつて、それともさういふことは今まではこの審議会が審議しておりました。

○森田政府委員 育英会の育英資金をもらうには、御承知の通りに非常に希望者が多いので、育英会におきまして学業成績及び家庭状況及び人物などを審査の上選抜して育英資金は給與せられるのであります。学徒厚生審議会の対象となつております。いよいよアルバイト学生は、これは審査によつてどうこうといふことはなく、それ／＼各個の自發的な意思によつて仕事をやつております。育英資金貸與法の申請者もアルバイトを行う学生も、ともに生活費なり、学資金に困つておるといふ点については共通であります。けれども、それ／＼の事業を行つて行く上において、連繫を持つて行つておるといふようなことはいたしておらないのであります。

○木村(榮)委員 文部省においては、特に大学関係などを入れますと、相當程度の欠員があると思ひます。ところが今回また行政整理といつたような名前で、相当整理人員が出るように承つておりますが、具体的にそれを御発表になる段階にまだ立ち至つておりませうか。

○森田政府委員 定員の関係につきましては、目下関係各庁と協議中でありまして、まだ結論に達してないの

あります。

○木村(榮)委員 このごろ電力電燈料金値上げの関係で、大学の研究室、特に学部方面などには相當困つておるようないろ／＼な実例がたゞさんあるものであります。が、さういふことに対しては、文部省としては何か特に考慮するといふような御検討をなさつてお

○森田政府委員 電力の問題につきましては、お説の電力料の値上げ、あるいは電力料の測定方法の改正に伴ひまして、非常に負担が増加するといふ事実がわかりましたので、安本その他の関係庁と協議いたしまして、大学がそれ／＼負担の増にならないような措置を講じたのであります。

○松本(善)委員 過般新聞紙上に出ておつたことですが、ゆえに、事実であるかどうかといふことについては、私も疑いを持つものではあります。が、東京都内の墨田区吾嬭西第四小学校の先生が、兒童を使つて放火をしたがごとき報道を見受けたのであります。が、この事実があつたかどうか。あるいはさういふことが事実であつたといひました場合の処置はどうとらえますか、この二点について御回答を願ひたいと思ひます。

○森田政府委員 文部省におきまして、新聞の報道を見まして、その件に關して東京府に問合せ中でありませう。その資料を得た上におきまして、もしさういふ事実があつた場合において、その具体的な事情なり、原因なり、結果なりに応じて東京都教育委員会として適當な処置を講ぜられることと思つております。が、その処置についてわれ／＼の方に対して一応の報告

をいたすように、ただいま申ししております。従つてその処置を見た上において、文部省において適當であるかどうかは考へてみたいと思ひます。

○松本(善)委員 その詳しい内容については報告によつてわかると思ひますが、教員のみならずよいのであります。兒童の父兄にまでその話が出てくるような話がありますが、こういう点については、どういふ考へを持つておられますか。兒童と先生という立場についてのみ回答を求めておられるかどうか、その点をお尋ねしたいのであります。

○森田政府委員 教育委員会にこの事件全体についての調査を頼んでおるのであります。教員と兒童の点だけを限つておるわけではないのであります。

○松本(善)委員 先ほどもストライキの話が出たのであります。ストライキがよいとか悪いとかいふことは論議をさしはさむ余地があると思ひますが、放火という点に至りましては、だれしも判断に迷うようなものではないと思ひますがゆゑに、この点については嚴重に御調査くださいまして、他の機会において御報告をお願いしたいと思ひます。以上をもちまして私の質疑を終ります。

○鈴木委員 他に質疑がなければこれより討論採決に入ります。討論はこれを省略し、ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議がなければさうにいたします。ただちに採決に入ります。

ます。本案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員長 次に法務府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。木村榮君。

○木村(榮)委員 刑務所がふえますと、このために刑務所の看守はどのくらいふえますか。

○野木政府委員 福井刑務所は、二十四年度末は定員が七十二名で、二十五年度には百二十五名になります。それから釧路刑務所は、二十四年度末が五十八人、二十五年度には百十五人になる予定であります。それから福島刑務所は、二十四年度末が二十二人のところを二十五年度には八十五人になる予定であります。それから釧路刑務所は、二十四年度末が六十一人で、二十五年度におきましては百五十五人になる予定にしております。

○鈴木委員長 他に御質疑ありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御質疑がなければ、これより討論採決に入ります。

討論はこれを省略し、ただちに採決に入るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村(榮)委員 この前もお話し上げましたように、一つ／＼やるのは、大体共通点が多いから、一番最後に私は討論してもらいたいと思ひます。

○鈴木委員長 一つ／＼やりますから、そのようにお願いいたします。

○木村(榮)委員 一つ／＼やるのじやなしに、一番最後にやるときに関連してやつてもいいでしょう。

○鈴木委員長 それでもいいですが、議題が違いますから……。

○木村(榮)委員 なるほど。

○鈴木委員長 それではただちに採決に入りますが、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数、よつて本案は原案通り可決いたしました。

〔木村(榮)委員 それは横暴だ、一つ／＼やるのが……と呼ぶ〕

○鈴木委員長 次に郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。ただちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 この際江花靜君より本案に対する修正案を提出されておりますから、提出者より提案の説明を求めます。

○江花委員 郵政省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案を朗読いたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「三月一日」を「四月一日」に改める。

以上であります。

○鈴木委員長 以上をもつて修正案の説明は終了いたしました。

これより討論に入りますが、討論はいかがいたしましょうか。

〔討論なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは討論は省略いたしました。これより採決に入ります。

採決はまず修正案より採決を行います。ただいまの江花靜君提出の修正案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数、よつて修正案は可決いたしました。

次にただいまの修正部分を除いた原案について採決をいたします。修正部分を除いた原案について賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数、よつて本案は江花靜君提出の修正案の通り修正議決いたしました。

本日議決いたしました三案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議がなければさうといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

〔参照〕

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

法務府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年四月七日印刷

昭和二十五年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所